

第三十回 参議院 商工委員会 會議録 第六号

昭和三十三年十月三十日(木曜日)午後二時二十七分開会

委員の異動
本日委員前田佳都男君及び吉田萬次君
辞任につき、その補欠として古池信三
君及び西田隆男君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
小幡 治和君
阿部 竹松君
大竹平八郎君

委員

小澤久太郎君
古池 信三君
高橋進太郎君
高橋 衛君
堀本 宜實君
海野 三朗君
島 清君
椿 繁夫君

衆議院議員

田中 武夫君

國務大臣

高崎達之助君

通商産業大臣

中川 俊恩君

政府委員

通商産業省 政務次官 福井 政男君

通商産業省 鉱山局長 小岩井康朗君

事務局側

常任委員 小田橋貞壽君
会専門員 石炭局長 樋口 誠明君

説明員

通商産業省 樋口 誠明君

本日の會議に付した案件

○連合審査会開会の件

○商業調整法案(衆議院送付、予備審

査)

○鉱山保安法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○鉱業法の一部を改正する法律案(内

閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工

委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたし

ます。

本日、前田佳都男君が辞任し、その

補欠として、古池信三君が、また吉田

萬次君が辞任し、その補欠として、西

田隆男君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 次に、連合審

査会についてお諮りいたします。

現在、外務委員会では、原子力の平

和の利用における協力のための日本国

政府とグレート・ブリテン及び北部ア

イルランド連合王国政府との間の協定

の締結について承認を求め、原子力

の非軍事的利用に関する協力のた

めの日本国政府とアメリカ合衆国政府

ととの間の協定の締結について承認を求
めるの件、及び原子力の非軍事的利用
に関する協力のための日本国政府とア
メリカ合衆国政府との間の協定を改正
する議定書の締結について承認を求め
るの件、以上三件の条約を審議中であ
ります。原子力に関する事項は本委
員会の所管事項であり、また本条約の
締結に關しては深い関心を有しますの
で、本院規則第三十六條に基き、右三
条約について外務委員会と連合審査会
を開会いたしたいと存じますが、御異
議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(田畑金光君) 御異議ないと

認め、さよう決定いたしました。

ただいまの決議に基き、委員長は外

務委員会に申し入れることにいたし

ます。

なお、連合審査会の開会日時等につ

きましては、前例により委員長長間にお

いて協議の上、決定することにしたし

ます。

○委員長(田畑金光君) 次に、商業調

整法案について提出者から提案理由の

説明を聴取いたします。

○衆議院議員(田中武夫君) 私はただ

いま議題となりました商業調整法案に

ついて提案者を代表して提案の理由を

御説明申し上げます。
わが国の中小企業は全産業の中に占
むる地位は事業所に於いて九三・九%、
従業員数に於いて八三・九%、出賃数
に於いて五六%でありましてその重要
性は数字の示す通りであります。
今日の中小企業の悩みは過度の競

争、金融難、税金高、原料高の製品
安、施設の不備、技術の後進性、外貨
導入の圧迫、アメリカの輸入制限、中
共貿易の中絶など数え切れないほどで
あります。特に昨年以来の金融引締政
策の影響は深刻でありまして、その多
くは生存の危機にさらされておる実状
であります。かかる政府の中小企業
対策は口先きだけのごまかしで、当面
の措置はもちろん、恒久対策のこと
き、実効を期待し得るものは何もない
といつても過言でありません。たしか
に二、三の立法措置は講ぜられました
が、しかし体系だったものではなく、
思いつき程度のものに過ぎないのであ
ります。

裏づけとなるべき予算化、あるいは
金融措置などに至ってはただただ驚く
のほかほかではないのであります。千々にし
めりを渴望しておる気の毒な中小企業
者に対して政府の与えようとしている
ものは何であるか、それは独禁法の緩
和、輸出入取引法の改正、産業基盤の
確立等の名による大企業への集中化で
あり、中小企業への犠牲ではありませ
んか。空腹に喘ぎながらパンを求め
る中小企業者に対し、石をもつてなぐ
りつけるがごとき政府の冷酷なやり方
に對してはいずれの日にか思い知らさ
れることを覚悟して置くべきでありま
しょう。

わが社会党は今日、中小企業の置か
れた窮状をすみやかに打開するため、
本国会に独占資本の不当な圧迫排除、
産業分野の規制、金融、税制関係及び

百貨店法、官公需の確保など中小企業の
振興をはかる一連の産業経済関係立法
十余件を提案しているのではありません。
さらに法律改正十余件、行政措置四十
余件等を含め中小企業対策を総合一
貫的に推進しようとしてゐる次第であ
ります。要するにわが党の中小企業対
策は常に、国の産業経済全体の中で考
え、立法措置だけでなく所要の財政経
済的裏付けを並行せしめその実効を期
待しようとするものであります。

ここに提案しました商業調整法はこ
れらのものの中の一つであることを御
了承いただきたいと存する次第であり
ます。以下本法案の概要について御説
明申し上げます。

本法案の目的は卸売業、製造業と小
売業の間にまたは小売業相互の間に業
務分野を調整し、適正な流通秩序を維
持することによって一般小売業者を保
護しようとするものであります。

今日、小売業者は、百貨店の新增
設、あるいは大規模な月賦販売、予約
販売等による不当な営業方法、大メー
カーによるその製品のいろいろな手段
による安売り、また卸売業者による直
接販売等により、その利益を著しくそ
こなわれているのであります。

そこで本法案はまず第一に、調整を
要すべき業種と地域を商業調整審議会
の意見に基き主務大臣が指定すること
としたのであります。すなわち小売
業の分野において、製造業者または卸
売業者と一般小売業者間に競争が起り
一般小売業者の利益がそこなわれるよ

うな場合に、関係の業種、地域に限って一般小売業者の適正な経営を確保しようとするものであります。業種及び地域の指定を行う理由は、不必要に消費者の利益を害することのないように考へてのことであり、此の際小売業者の団体に指定の申請の道を開いてゐるのであります。

第二に、この業種並びに地域指定があつた場合、特別の事情がない限り、指定地域において指定業種につき製造業者、卸売業者の小売販売は新規に行ふことを禁止したのであります。

第三に、このような禁止は新規開業のものだけではなくて、指定地域内、指定業種に属する小売業部門の設備、新増設その他経営規模の拡張をも禁止したのであります。さらに既存業者の小売活動が一般小売業者の存立に重大な影響を与える場合、これが正に緩和和につき適切な措置をとるよう行政命令を出し得ることとしております。

第四に、以上の規制に対し、大資本による脱法行為が予想されるのでこれが予防の措置を講ずることとしたしました。たとえば東横百貨店における東光ストア、高島屋における高島屋ストアなどのごとく、資本的にまたは人的に支配する別会社を組織し、いわゆるスーパー・マーケット方式による事業の拡張が行われている実例もありませんから、この種の事例は、脱法行為と見なし行政命令によつて排除措置をとり得ることとしております。なお百貨店関係の分については、わが党はすでに本国会に提出しております百貨店法の一部改正法案の中で百貨店法の脱法行為として規制を加へることとした

してあります。

第五に、公設または私設小売市場の新設拡張については、これを許可事項とした点であります。小売市場については特に関西地方に見られるように、その乱立が目立ち市場相互間並びに周辺の一般小売業者との関係、調整を要する事態となつております。そこで立防止に必要な地域を政令で定め、地域内における小売市場の新増設を許可制としたのであります。この場合五大都市においてはその許可の権限を市長に委ねた次第であります。

第六に、講員会事業の規制を行うこととしていたしました。いわゆる会社購買会による小売販売事業は年間一千数百億に上り、その員外者利用は周辺の一般小売業者に重大な影響を与へてゐるのであります。会社購買会は会社経営にとつて、その資金運営に寄与するばかりでなく、一方では労務管理にも利用されてゐるのである、その形態自体にも問題がありますので、わが党は別途、労働者の指導権による消費生活協会の組織がえを考へておりますが、ここでは当面、員外販売を禁止することとしております。消費生活協会は購買会に比し、売上高はその四分の一に過ぎない微少なものであり、その組織は、労働者の正当な生活権に基礎を置くものであり、購買会とは同一に論ずるわけには行きません。わが党は消費生活協会の存在意義を正当に評価し、わが国における小売事業活動の特殊な諸条件を考慮しつつ消費生活協会对し特に員外利用二〇%を認めることとしたしました。

最後に、本法案の運用に重要な役割を果すべき商業審議会の構成については、小売業者代表、消費者代表の参加

を法文に明記し、公正にして適切な運営を期待した次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げる次第であります。

○委員長(田畑金光君) 以上で提案理由の御説明を終りましたが、本案の審議は後日に譲りたいと思ひます。

○委員長(田畑金光君) それではこれより鉱山保安法の一部を改正する法律案及び鉱業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑を行ひます。御質疑のある方は、順次、御発言を願ひます。

○大竹平八郎君 私は迂遠な質問なんでありまして、御承知の通り鉱山保安法、あれは二十四年の五月に施行せられておることは御承知の通りであります。今回の改正案によりましてその重要点は、昨日保安局長よりお話があったのであります。まず、私がお尋ねをいたしましたのは、旧保安法と照し合せまして、特に第一条でありますか、第一条にいわゆる鉱害防止の明確化と、この要項ではうたわれておることあります。特に鉱害防止ということ、これを強く出されておるわけですが、これは現行法においてはあえてこのものをうたつていないのであります。この鉱害という問題が、非常に、広くいろいろ問題があると思うのであります。まず、鉱害の具体例につきましても、それからまた実際に最近に起つた事象、そういうものにつきましてもお話を願ひたいと思つてあります。はなはだ迂遠の質問であります。○政府委員(小岩井康朗君) 鉱害の具体例であります。もちろん石炭、金

属、石油それぞれ趣きを異にいたしてありますが、石炭関係から申し上げますと、まず石炭で一番大きく鉱害の起りますのは、地下採掘をいたしますと地盤が沈下いたします。従いまして地盤沈下に伴つて、井戸水がわかれるとか、家が倒れるとか道路がこわされるとか、いろいろございまして、一番大きい鉱害は石炭では地盤沈下、あるいはボタ山の崩壊、これも最近かなり問題が多くなつて参りまして、先般佐世保で大きくこれが崩壊流失いたしました事例もございまして、最近またボタ山の鉱害の問題、かなり大きくいろいろな問題を起してありますが、地盤沈下、ボタ山の崩壊、こういったものが一番大きい鉱害になっております。金属におきましては、御承知のように坑内水、あるいは選鉱廃水、精練廃水、さらに鉱煙、煙でございまして、こういった害によりまして、いろいろな鉱害を起されております。これらにつきましても、もちろんそれぞれの手は打っておりますが、最近一番大きいところは選鉱、精練の廃水がそれぞれ田畑河川に入りまして、それぞれの飲料水であるとかあるいは収穫を減少させるとか、そういった方面の鉱害を広く起しております。石油におきましては、汲み上げました海水をうけたものが、やはりこれは田畑河川に入りまして被害が多いのであります。最近、特に御承知のように石油におきましても地盤沈下といったような問題も関連しておるのではないかとこの点で問題になってゐるようなこともございまして、大体大ざっぱに申し上げまして、具体例と

しましては、そういう面に鉱害が起されておる、そういうふうに考へます。○大竹平八郎君 特に大臣にお尋ねをいたしたのであります。本法の改正案を提出せられた理由は、大體令、保安局長が述べられましたような点を考慮に入れて本改正案を出されたのであります。その点をお聞きしたい。

○國務大臣(高橋達之助君) ただいま保安局長が御説明いたしました通りでございますが、急速にこういうふうな点を提案をいたしましたことは、最近のいろいろの保安上の問題につきまして、中小炭鉱について起つておる事実がございまして、一日も等閑に付すことはできないということで、急速に提出さしていただいたような状態でございまして、○大竹平八郎君 それから鉱害防止の点につきましても、集積場に関する保安義務と、この中で本法にうたつておる。これも相當重要な点になっておる。これも、譲渡または放棄したのち云々というふうな問題があるのであります。これは局長にお尋ねいたします。この譲渡または放棄したのちということがあるのであります。大體私どもの常識から考へて、譲渡または放棄したというものは、大體中小企業鉱業者に多いのではないかと思つてあります。そういうのちにこの保安義務に対する費用の問題、これは本人が負担能力がないという場合には一体どうされるのですか。

○政府委員(小岩井康朗君) ちよつとただいまの質問、鉱害がありまして、その鉱害を直す費用が鉱業者者にならぬ場合どうなるかという御質問のようでありますが、これは一般の鉱業法で

めております。鉱害と同じように、もう鉱業権者が全責任を負って鉱害の解決に当る。しかしもちろんこれは石炭などは法でできておりまして、鉱害賠償のための金を積み立てておりますので、そういった点につきましては専任の局長から御答弁申し上げます。

○説明員(樋詰誠明君) あるいは大竹先生の質問を取り違えておるかもしれませんが、石炭関係のポタ山でございまして、それが臨時石炭鉱害復旧法の対象になっておるといったような場合には、賠償権者が無資力であるというときには、一応国がやるという規定が臨時鉱害復旧法の方にございますので、臨鉱法の適用を受けるといったような場合には、そちらで救われるということになるわけでございます。これはただ石炭のポタ山だけでございます。

○大竹平八郎君 従前はどうなっておりましたか。

○説明員(樋詰誠明君) 二十七年に臨
 鉞法ができてからは、一応そういう規
 定が設けられたわけでございます。そ
 れまではどこにも、被害者にははな
 だお気の毒でございましたが、持って
 いきようがないという格好でございま
 したので、二十七年に臨鉞法を作りま
 して、そして無實力あるいは鉞業権者
 が行方不明といった場合には、国が賠
 償するとか、復旧するとかいう規定
 を設けております。

○大竹平八郎君　その実例のごく最近のはどういふのがありますか。

○説明員(提議誠明君) ボタ山自体で無資力あるいは行方不明というような例は、今まで一件もございませんが、ボタ山でなしに鉱害を与えた。ところろが与えた鉱業権者が行方不明だ、ある

いは無資力であるというものを臨鉦法で取り上げて復旧した例は、事業費にして大体五億ばかりあります。

○大竹平八郎君 それから保安の問題なんであります。これはよく私は知りませんが、保安委員会というものが構成をせられて、鉱山の保安事務に当たっておるといふうにたしか現行法にあると思うのでありますが、この保安委員会というものはどういふものなんですか。中小企業を含めたあらゆる鉱山に保安委員会というものは設定せられておるのかどうか、それを一つお聞きしたいと思います。

○政府委員（小岩井康明君） 保安委員会は、労働者が五十人以上の山には保安委員会を設置すべしということになっておりまして、大体まあ五十人以上の山には全部保安委員会があるわけでありまして。

○大竹平八郎君 それから、これは改正案を待たなくとも当然やらなければならぬことだと思ひますが、たとえば新堀によって鋳夫に非常に死傷を来してゐるというような場合に、保安命令を出してこれが措置をやる。これは先づ

ど申し上げた中小企業の譲渡または放棄したあとの善後措置に対する費用の負担力がないことと同じような意味になるのでありますが、今お話の五十人以上からは大体保安委員会というものが出てきていると、こうおっしゃるのだ

が、実際問題において非常に思わぬ災害に当面し、ある大きな事態が起きたというようなことが、中小鉄鉱だだけでなく、一般鉱山にも相当あるのでありますが、大きい所ならたくさんの切ります。安委員というものがおるし、また保委員だけでなく、いろいろな措置も

り得ることができると思うのであります。が、小さい所でそういったような災害の起きた場合に、二十人や三十人で防止または善後措置をとることはできないというようなときには、一体どうされるのか、この点をつつ伺いたし。

炭鉱で災害が起りました。まだ生きておられるいわゆる罹災者を救出しなければならぬという事態に当りました。資力、人員、技術、そういった点で満足な救済措置のできないような場合には、今回の保安法の改正によりまして、適当な措置の命令をできるようにした。

権者がわれわれの命令に対しまして、
施する能力のない場合には、国が直接
やりますか、あるいは第三者にやらせ
まして、いわゆる行政の代執行であり
ます、かわりに国がやることにいたし

と、経費につきました。これはやり方向といたしましては、鑑業権者からいただくという考えをもっておるわけでありませう。

○大竹平八郎君　それからこれも改正

の重要点になっておられますか。ある事
態が起った場合、従来保安部長の命令
でやったものが監督官に権限を移され
るという、こういうことが出ておるの
であります。その保安部長が監督官
にその権限を移すという、こういう事

態は大体どのような事態を想像したか、よろしいのか、これもただ仮定のことでありますが、お聞きしておきたい。

○政府委員（小岩井康朔君） 御存じのように、特に炭鉱の坑内などにおきましては、非常に危険な状態、一刻もゆるがせにできないような状態がござ

ます。こういうような場合に、一々部

長に指揮を受けるということでは間に合いませんので、部長命令はほとんど全部場合によりましては、勤務監督官がなし得るようになっております。この実例はどういう例かと申しますと、たとえば勤務監督官が現地に参りまして坑内を見て、図面その他でどうも現に掘っている所が旧坑に近いというような場合がはつきりわかりまして、それに貫通いたしますれば出水事故を起して大へんなことになりましたので、あぶないというような認定ができれば、勤務監督官はその場でとめることもできつづけてあります。あるいはガスがさ

たくさんおきてます。きく、いかに早くたぐさんたまっておりまして、規定におきましたも、そういう中で作業をしてはいかぬというような状態になっておる場合にぶつかりますれば、鉱務監督官はいつでも作業をとめることができます。そういふのは実例はたくさんある。

○大竹平八郎君　これは定員でむろんきまっておりますのでありますが、現在現場の監督官を含めまして通産省の、いわゆる某関係にござつてお

○政府委員(小岩井康朔君) 直接現職を回りましていろいろ指示をいたしますいわゆる鉱務監督官と公称せられます者は全国に二百名ございます。

ぐらしいわずかな人数では、むしろこれは一鉱地区に一人も置けないようなことになっておりますが、従つてこの保安の重点というものは、労務者によって推選された保安委員、実際問題としてその保安委員に一任をしておる

こう考えてよろしいのですか。

○政府委員(小峯井藤游君) 保安委員会は各山に置かれておりますので、その山の保安に関する重要な事項について調査、審議するというのが保安委員の役目になっております。従いましてむろん私どもの監督の足らないところ、あるいはそればかりではむろんございませぬが、その山の保安に関するいろいろな問題がありますれば、そのいろいろな問題に諮りまして適當に改善いたしておるわけであります、必ずしも私どもの巡回監督の補いだけをやっておるといふわけではございません。

○大竹平八郎君 そうすると、今お話し

○政府委員(小岩井康朔君) わずか二

百名でありますから、なかなか十分な配置はできませんけれども、特にカシノと申しますか、九州と北海道、これの分野が非常に多い関係上、災害も多発して多いし、そのほか保安の問題等従つて多いし、

いろいろたくさんございますので、九州と北海道に重点をおきまして、九州には約百名、あるいは北海道には七十名、あとはほとんど二十名前後といったような状態でございます。はつきりした数字はのちほどお入用なら差し上げます。

げます。

○大竹平八郎君　そうしてまず各飯区で保安委員会というものができて、そのうして従業員がそれに推選されてその衝に当る。で、この従業員についてはこれはむろん法律で規定があるのだから

と思ひますが、従来としては特別な何か教育をある一定期間受けさせて保安の業務に当らせておるのであります。か、その点一つお伺ひしたい。

○政府委員(小岩井康明君) もちろん坑内は非常にむずかしい作業でありまして、それぞれ教育をいたしてありますが、特に係員以上におきましては、御承知のように国家試験をいたしてあります。その国家試験に合格したものを採用するようになっております。一般の鉱山労働者におきましては、特にガスの多い所、あるいは出水の危険のある所は、それぞれ当方におきまして指定をいたしてあります。その指定のありました山につきましては、それぞれガスならガスに対する特別な教育、出水なら出水に対する特別な教育をいたしてあります。もちろん全般的労働者の教育につきましては、鉱業権者が責任をもつて教育をするというところになっておりますが、その他は特別の労働者、技術職員のうちの特別のものにつきましては、それぞれ実地あるいは実地以外の教育、どの程度にやれという基準も私どもの方で作っております。大体三十時間に近い教育を受けて、実際の仕事につくというふうなふうにいたしております。

○大竹平八郎君 それは学校制度か何かでなくて、ただ養成機関か何かでやっておるのですか。

○政府委員(小岩井康明君) 大きい鉱山におきましては、学校に近いような施設を持っておるものがございしますが、もちろん中小にはそういう機関がございせんので、鉱業権者の責任におきましてそれぞれいたして

ております。

○大竹平八郎君 いま一点伺ひたいのでありますが、本改正案にボタ山の問題が大きく取り上げられておるのであります。これは大体九州あるいは常磐、北海道には非常に多いと思うのですが、大体ボタ山が占めております地域といひますが、面積といひますか、そういうものは大体おわかりですか。

○政府委員(小岩井康明君) これは全部今詳細な調査をいたしてあります。半分余りは私の方に来ておりますが、まだ全部は集めておりません。これは御承知のように、面積はなかなかつかれません、ちょっとわからないものであります。それ以外のボタ山の状態につきましては、相当詳細な様式で目下調査中でございます。これはかなり詳細なもので、大がいのボタ山の様子はわかるようになっておりますが、面積につきましてははとってないのでござい

ます。

○大竹平八郎君 それじゃ、委員長にお願いしますが、ボタ山のそれが詳細にわかったら、資料として提出してもらうようにお願いしたいと思ひます。

○委員長(田畑金光君) ただ今のボタ山の資料ですが、なるべく早い機会に御提出願ひたいと思ひます。

○榊繁夫君 今のお話で、私も大竹さん以上にあまり山のことを知らぬ立場でお尋ねするのですが、衆議院の付帯決議の中に「保安監督員制度を奨励あらしめるよう措置すること」というものをつけてこちらに送ってきておりますが、その「保安監督員」というのは、一体これはどこが任命をされることに

なっておりますか。これは法律を見ればわかるのですけれども、今手元にございせんので……。

○政府委員(小岩井康明君) 保安監督員と申しますのは、労働者が千人以上の鉱山には保安監督員を選任すべしというところになっておるわけでありまして、従ひまして千人以上の鉱山には鉱業権者が保安監督員を選任して私の方に届け出て参ります。これは実際は鉱山保安監督部でございますので、監督部長の方に選任届を出すことになっております。しかしながら千人以下の労働者の山でありまして、当方で保安監督員を置いた方がよいという認定のつきまじりたものに対しては、千人以下でありまして、選任してくる場合もありません。また私の方で選任をさせる場合もありません。

○榊繁夫君 そうすると、鉱業権者が、その千人以上の従業員のある事業所において、監督員といふものを任命をしてそれを役所へ届けてくると、こういうことですか。

○政府委員(小岩井康明君) その通りでございます。

○榊繁夫君 私は金属関係の工場の例を知つておつて、山のことはあまり知らぬのですが、金属関係の会社におきましては、大体会社側で指名をする者、それから従業員側で選任をする者によつて安全委員会というふうなもの組織されております。そうしてその安全委員会は、常時従業員の災害の起らないような研究、起りました場合の調査、原因の除去等について、相当の調子をあげておるのです。それでここに指摘しておりますこの保安監督員を鉱業権者に任命をまかしておいて、従

業員関係の方から選任させるというふうな制度については、お考えになっておりませんか。

○政府委員(小岩井康明君) 御承知のように、鉱山保安の確保の責任というものは、現在のところ全部鉱業権者に對して責任を持たしてあるわけでござい

ます。従つて私どもの巡回監督、鉱務監督におきましても、それぞれ問題となりまして事項につきまじりましては、鉱業権者宛に通達をいたしてあるわけであります。しかしながら保安の確保といふものは、決して鉱業権者だけではできません。労働者にこの保安の確保に協力してもらふというところは当然必要でありますので、現在の保安法におきましても、三十八条には労働者の申告制度というのがございまして、鉱業権者が法を守らない、法あるいは規則の違反をやつて、危険な状態があれ

ば、いつでも労働者は「鉱山保安監督部長又は鉱務監督官に申告すること」がございまして、そういう制度ももちろんございまして、それから先ほど御説明いたしました労働者五十人以上の山には、全部保安委員会というものを設置いたしてございまして、この保安委員会におきましては、半分の委員は労働者の過半の推選を得たものでなければい

かぬといふことになっておりました。半分が労働者推選のもの、半分が経営者が推選したもの、こういった構成になつております。そこでそういった構成の保安委員会におきまして、その山の保安の重要な事項を調査、審議するといふような形になつておりました。現在の保安法の機構におきましても、十分に労働者が保安確保に参与できるような形をとつてあるわけでござい

ます。しかしながら、この保安委員会あるいは申告制度、こういったものも、完全に十分に發揮しているといふふうに私どもは考えておりませんので、今後こういった既往の機構を十分に活用したい、また活用できるような最善の努力を尽して参りたい、かように考えております。

なお、鉱山ばかりではございせん。全般を通じては、中央には中央鉱山保安協議会、地方にはそれぞれ各地区に地方鉱山保安協議会といふものがございまして、これは三者構成になつておりました。労働者の代表、学識経験者、経営の側と、こういうような機構になつておりました。これもそれ重要な事項を審議するというところになつておるわけでござい

ます。

○榊繁夫君 これは鉱山の監督の場合でも、それから労働基準法の適用の実際を監督する場合におきましても、申告制度というふうな、今おっしゃるようなものが採用されております。ところがなかなかその申告制度があるからといって、実際に労働者がこの危険を感ずるようなことを、この監督当局に申告するといふふうなことは、これは全く例外でありまして、自分の職場の悪い点を外に知らせるというふうなことは、労働者はなかなか謙虚でありまして、よほどのことでない限り、これはしないものであります。何か労働争議が起つて、労使が非常な対立をしておるといふような場合には、あるいは例外として申告などが行われるかもしれませんが、なかなか出にくいものであります。

そこで私は思ふのですが、保安委員会の構成については、大体鉱業権者

の任命する者半数、従業員側で選任といひますか、出しました者半数というふうな比率で構成されておる。これをその比率の五十、五十がいひか、六十と四十がいひかは別といたしまして、監督員制度の中にもこういう従業員側の選任する者を入れていく。それで結局弊害が起らなくて実効が上つておるのを鉱山以外の産業で私よく見ておるものですから、何かそういうことが法改正を待たなくても、行政指導が何かでもできるのではないか、こう思うのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員は、御承知のように千人以上のところで選任するわけでありまして、機構の形としていたしましては、責任を持った保安管理者以下の正規の責任のある保安機構があるわけでございます。その外側にありまして別なところから、立場の違ったところから見ても、そして保安管理者以下のやり方について勧告をする、こういうふうな機構になっておりまして、これは端的に表現いたしますと、鉱業権者の自己規律と申しますか、自分でやっておる点を自分で選任した特定の者から別な目で見させて悪い点をチェックする、こういうふうな機構になっておりまして、もちろん現在の法の範囲内におきまして、別に私どもの方では、たとえ鉱業権者が組合所属の方を選任されたとしても、資格のある者でありさえすれば、喜んでお受けするというふうな形になっておりまして、保安監督員につきましては経営者側から選任すべし、あるいは組合側から選任すべしというふうな点については、別段触れておりません。どちらから選任されてもけっこうであります。

す。従いましてそういうような観点からむしろ労使の問題ではないかというふうにも考えられる点もあるわけでございます。

○榊原夫君 これは、鉱業権者に、監督員制度の全体を一任しているのだからというところで逃げておられますけれども、鉱山災害というものが、どこの国に比較しても、日本の鉱山ほど災害の多いところはないのじゃないか。山の近代化ということも、いろいろうたておられますけれども、災害の多い現状は、これは近代化しているとは言えぬのであります。ことに鉱業権者である経営者は、どうしても保安監督というよりも、生産が主になるものであります。従つて保安維持ということからは従になりがちなものである。そういうところから、私は避け得べき災害を今日まで繰り返して起しているのじゃないかという気がするのであります。ですから、そういうなにかから考へて、出してくれば、それは認めるつもりだ、こういうことではなくて、積極的に役所の方からこういうふうにしたらどうだろう、そうしてなまの声を、なまの現場の対策を災害防止のために鉱業権者に取り上げてやらせるといふ積極的な役所の指導というものが必要に思われるのです。法文をいじっているだけじゃありません。衆議院の委員会でも、監督員制度を実効あらしめるように措置することという付帯決議をつけられておきますのは、事情は詳しく聞きませんけれども、そういうところにあるのじゃないかと私は思うのです。

これは大臣いかなうものでしょうね。そう法改正とか何とかいうことじゃなくて、従業員側から、やはり

第九部 商工委員会会議録第六号 昭和三十三年十月三十日【参議院】

半数くらいは保安委員会と同じように監督員というものを出して、そうして会社と従業員との団体が、一致して災害防止のために当らるという積極的な行政指導を、向うが言うてくればそれを認めるという受動的な消極的な態度じゃなくして、積極的な災害防止の行政指導をやつてもらいたいと思うのですが、どうでしょうか。

○国務大臣(高橋達之助君) 現在のところ、千人以上の山について保安監督員というものを置くようになっておりますが、実際の問題といたしまして、今日一番心配しているのは、大きな山でなくて、むしろ五十人そこそこ、千人以下の山が非常に多いわけでありまして、そういう方につきましては、保安委員会というものがあつて、これが半数は、従業員の方から出ているというわけでありまして、何しろ保安の監督が悪かつた結果、一番の危害をこうむるのは従業員でありまして、これは命がけの問題でありまして、ほかの人は、金だけの問題ですみましようけれども、ですから、この方の発言力を相当私は有効に使つていかなければならぬ、そういうことは、当然考へているわけでありまして。

そこで現在は、保安委員会というものがあつて、これで半数でやつていこうと、ところで相当、私はよくはないだろう、こう思つてゐるわけでありまして、一方におきまして、保安監督員というものについては強化するといふことは、衆議院の付帯決議にもあつたやうであります。これはどうして現状におきましては、千人以上の山については、保安監督管理者、管理部長といふものは、鉱業権者が責任を負

わなければならぬということでありまして、鉱業権者自身がそこまで自覚してくるということになれば、それは私はこれでいいと思つておりますが、もちろんわれわれも、これについては反対はいたしません。保安監督員の中に、従業員が入るといふことは、今積極的に法律をもつて組合からこれを入れるといふことは、保安委員会においては、これは、政府は言つておりますけれども、千人以上の山の保安監督員といふものも、つきましては、そこまでも積極的に、政府が言うていくたゞいふところ考へはいたしております。それでは、

○榊原夫君 これは、私は保安委員会なるものに、どういふことをやらしておられるのか、よく法文を見ていませうからわかりませんが、何か調査、それから実際、ここをどういふふうにするれば、事故の防止ができる、前回災害があつたのは、こういうところに原因があつたといふやうなことを、そのつど、一人の従業員がけがをした、一体どういふところに原因があつたのだらうか、午後三時頃であれば、疲れておつたとか、前の晩に睡眠がちゃんと足りなかつたのじゃないだろうかといふやうなことに至るまで、炭坑以外の事業場における安全委員会などというものは、相当緻密な検討を加えて、そうして保安維持のために、経営者側から、そこそこの経費を出して、そしてその災害防止に努めているのであります。そういう場合の安全委員会といふものは、労働者側から半数以上も出て、安全委員会といふものができておるの除去する権限を持たんのじゃないかと

思われるこの保安委員会というものは、もとより監督員制度の方が、多少権限がこれは違ひますから、直ちに実効を上げるやうなところのできるやうな対策を指示したり、あるいはこれを実施したりすることができるようになつておる制度と私は思うのです。そういう機構の中に、これは法律改正要りませんよ、大臣。行政指導を強力にやる。それは実際に、経営者の方は金だけで済むけれども、災害の犠牲になるものは労働者だからという理解があれば、この保安監督員制度についても、私は法改正を待たず、行政指導で十分いけるのじゃないかと、こう思うのですがね。そうでなしに、衆議院の付帯決議を尊重するの何のと言つたつて、どういふことで尊重されるんですか、その程度のことではできなかつた……。これはどうですか、小岩井君。

○委員長(田畑金光君) ちょっと答弁の前に申し上げますが、通産大臣は、予算委員会ではまだ出席を求められておりますので、大臣に対する質疑を先に一つやつていたゞきたいと思ひます。

○榊原夫君 今の点は、小岩井局長。

○政府委員(小岩井康朗君) ただいまの点でございますが、保安監督員をどういふふうな効果あらしめるやうにするか、こういう御質問であります。この保安監督員は、先ほど来御説明いたしておりますように、鉱業権者の自律制度、自分で自分の悪いところを直すという形になっておりますので、従業員といたしましては、どういふ勧告を監督員がやつておるかという点につきましては、あまり詳細に、むしろタッチしなかつたのでございまして、もちろん監督官は、この勧告をしました

国の所有なんだから、それを開発する人に渡すんだから、相当の有資格者でなければならぬ。こういうことを、考え方の根本の観念をここにおいて、国のものを自分がつばをつけておいたから、自分のものとして黙っておいておくという考え方は間違っている。起るというふうなことから考えますと、今の阿部委員のお話のような場合に、一方には遊んでおる、一方では鉱区を持つておる者が、あぐらをかいておるというふうなことはよろしくないと思う。そういうふうなことも大いに今度の鉱業法の改正には取り入れたいと思っております。

と同時に、実際今日持つておる鉱区においても、果してそれをほんとうに開発するところの資格があるかどうかというふうな、資格審査というものを、相当強くやる必要があるんじゃないか。これは根本的に私は考えたいと思っておりますが、いずれにしましても、この問題は、非常に関係するところが大きいわけでございますから、各方面の知識を集めて、それで一日も早く審議を開いて、どういふふうな鉱業法を改正するかというのを検討いたしたいと、こういうふうな思っております。

○阿部竹松君 その審議会ですがね、鉱区の問題まで論議する審議会はないんですか。最前、これも保安局長の答弁の中で、協議会もありますというふうな一項目がありました。中央における協議会を何回開いたかということ、これは聞きたい。今度の法改正でも、これは小部分の改正でございますから、問題はなにも御答弁あるかもしれませんが、こういう問題を改正すると

きには、協議会にかけないという法文はなくても、当然協議会に僕は諮るべきだと思つたのです。何のために協議会を作つたのか。学校の先生もいるだろうし、組合の代表も入っているのかもしれない。局長の思う通りいかないかもしれないけれども、協議会というものを作つた精神というもの、賛成意見、反対意見、修正意見等を合せるために協議会があると思うんで、その審議会を作るといつたて、全然信用ならぬですね。

しかも、そういう点について、僕は非常に今の大臣のお話はけっこうですが、しかしながら、さて実行というところにならば、結局その不安を感じるわけですね。従つて、まあ審議会を作つてやられるというところはいいと思つておるんですが、それと同時に、この鉱業法によつて、まあ保安法もあれですが、石炭山と金属鉱山、たとえば金、銀、銅を掘る山も、同じ一本のルートでいっているのです。同じ法律でもつてあれしている。これもどうも、私矛盾があるような気がする。たとえば保安法、これで千名以上を規定している。監督員は千名以上、千名以下は、それぞれ担当局から、あなたのことろは危険だ、監督員を置きなさいといつて指示を与えた場合には、これは持つことになつてゐる。ところが、ただいま申し上げました通り、この金属も石炭も、同じなんです。これはどうも、私は災害率等から見て、納得いかない、こういう点はいかです。

○国務大臣(高橋達之助君) もちろん、この目的によつて、同じ山でも、石炭山と銅山とは違ふのでありますから、そういうふうなことにつきましても、それは、それぞれ異なつた見地から考えていかなければならぬと思つております。○阿部竹松君 大臣、まことにけっこうな答弁ですが、それもよろしい、これもよろしいと思ひますというふうなことになる、大臣も何もないのです。が、今度はそうなる、あなたは一体いつやつてくれるのか、こういうことになるのです。ですから、来年も高橋さんに大臣をやつてもならなければならぬ。そうするとわれわれは、来年も自民党さんの政府を認めなければならぬ。(笑) こういうことに、三段論法でないけれどもなるわけなんですかね。しかし、そういうことは別として、明確に、とにかく来年保安法、これも、相対的に鉱業法が變つてくると、保安法にまで影響してくると思ひます。が、明確に来年はやられる、こういうことです。

○国務大臣(高橋達之助君) 今のお話のごとく、あしたやめるかも知れませんが、せんけれども、こういう人たちは、やはりずっと引き続いてやるわけですか。この政府委員がいる間は、必ず今日申し上げたことは、実行に移せるといふことにいたしたいと思つております。が、ただここで、来年から必ずこれを実行できるかといふことになりまして、少くとも今年内に、この鉱業法改正の委員会を開きまして、十分検討を加えてから、いつごろ実行できるかといふことはお答えしなければならぬかと思つております。

○阿部竹松君 そのため押しをするわけでもないけれども、私はやめるかも知れないけれども、ここにいて人は、やるといつても、その人たちは、依然として一局長にすぎないわけですから、それそれ失礼な話ですが、ですから、わが国の政府として、どう考えますかといふようなことです。

○国務大臣(高橋達之助君) 私は、今ここで申し上げることは、私は少くとも、もつとずつとやるという考えで申し上げてゐるわけでありまして、従いまして、政府といたしましては、今日申し上げたことは、必ず実行に移すように努力をいたす考えであります。

○阿部竹松君 私の大臣に対する質問は、これでよろしうございませう。

○海野三朗君 この盗掘防止のために罰則の強化ということが、ここにありますが、盗んだのではなくて、つまり、こうなんです。地上では、こちらの方が未定だ。それからこちらの方が違ふといふときに、一方ではまだ掘らないうんです。こちらの方では掘つてゐるが、こちらの方には、非常にたくさん石炭があるといふことがわかつた。その際に、どんどんこちらの方を侵して取つてゐる。そういう場合に、ここに争ひが起るわけなんです。そういう場合に、どういふふうになるお考えですか。盗掘ではないのだけれども、あれです。つまりね。この名前が別になつてゐるんです。それを一方じゃ採掘をやらない。一方ではやつてゐる。ところがそれが向うにたくさんあるんですよ。石炭が。そういうところはぐんぐんこちらを侵して掘つてゐる。そういう際に、この罰則というのか、そういう面は、どういふふうにお考えになつておりますか。それをお伺いしたい。それは現に有明海の方面においてあるのです。

○政府委員(福井政男君) ただいま海野先生のおっしゃいました事例の場合には、いわゆる侵掘の場合に該当すると思ひます。ここで申しておりますや

り盗掘という概念に當るわけでございます。また、鉱業権によらないで掘つた、そういう場合に該当するわけでございます。

○委員長(田畑金光君) ちょっとお諮りしますが、大臣は、先ほど衆議院の予算委員会の方からよばれておりましたが、行つてもらつてよろしうございませうか。——それじゃ一つ御了承願ひたいと思ひます。

○海野三朗君 どういふふうに、そういう場合には処理をされますか。

○政府委員(福井政男君) 保安上の見地から、今回お願いいたしております保安法の改正の中で、その場合の処置をお願いいたしておりますが、同時に、鉱業法で罰則を適用できる、こういう形になるわけでありませう。

○海野三朗君 その罰則が、簡単に五十万円とか何とか、五年以下の刑とか、そんなことじゃ済まないのです。取つた石炭は、その分はよいのです。それから、その際にはどうしますか。取れ高に応じて、つまり弁償するとか何とかいふことで規定されていなければ、この法案というものは生きないのじゃないですか。

○政府委員(福井政男君) 鉱業法上の問題といたしましては、ここに書いておるような、つまり鉱業権によらないで採掘をいたしました場合の罰則は、五十万円以下の罰金なり、あるいは五年以下の懲役といふことになるわけでありまして、もちろん当事者の間で、おれのものをお前だまつて掘つたんだから、それだけ返せとか、あるいは普通の損害賠償の関係が、そこに起ることに思ひます。

○海野三朗君 その際に、法の規定上は、きめがないのですが、取られただけお前の方で返せ、いや返さないというようなことになる。それを、一方には、向うの方の石炭を百万トンなら百万トン、つまりこちらに取ったということがわかってきた場合に、どういふふうにするのですか。

○政府委員(福井政男君) これは、民法の一般原則でいく以外にないと思います。

○海野三朗君 民法の一般原則という請求になると思います。

○政府委員(福井政男君) 損害賠償の請求になると思います。

○海野三朗君 その際に、政府が干渉しないで、ただ損害賠償の訴えによって、このあれを片付けようとしておるのですか。そういう際に法案の上では、何かきめてないのですか。

○政府委員(福井政男君) 現行の鉱業法におきましても、その点につきましては、第八条に規定がございまして、鉱業権または租鉱権によらないで掘り出した鉱物は、鉱業権者なり租鉱権者の所有物になるという規定が第八条にございまして。

○海野三朗君 そういう際に、つまり一方では百万トン、たとえば石炭を掘り出した、掘り出したのが、ほかの人の鉱区に属する地面から掘り出したという際に、百万トンなら百万トン、それだけ取ったのであるから、その際に適当な処置は、この法文の上ではないのですか。

○政府委員(福井政男君) まあ現実問題として、先生のおっしゃるような百万トンも取るような場合はないと思いますが、普通の場合ですと、数量

はおのずから限度があるわけがございしますから、今回改正をお願いいたしておりますのは、今の罰則の強化を若干するという点と、それから保安法によりまして、その行為を見つづけた場合に、保安上の見地から差し止めができる、こういう改正点になつてゐるわけでありまして。

○海野三朗君 それでは、この法案というものは、あんまりしっかりした法案じゃないのですね。やつてもやらなくてもいいじゃないの、しっかりしてないじゃないか、やつてもやらなくてもいいじゃないか。(笑) どうなんですか。

○政府委員(福井政男君) はなはだ恐縮に存じますが、実は私も、こういう規定がなくても、つまりこういう規定を發動しなくてもいいような関係を望んでいるわけですから、やむを得ず、これだけの強化をするわけがございまして、これで、もちろん私も、事態を全部押し得るというふうには考えておりません。この点につきましては、全体の国民の知識が向上するとか、諸般の關係に待たなければならぬならぬわけでありまして、これはどの法律につきましても、罰則規定の關係は同じようなことが言えるのじゃないかと存じております。

○海野三朗君 どうも、法案を出すときには、もう少ししっかりした法案を出さなければならぬよ。これを読んで見るといふと、はなはだ不完全なもののように思う。

○政府委員(福井政男君) もう一つ、そういうことに對しては、どういふふうな考えをされておられますか、これを完全なものとして考えておられるかどうか。

○政府委員(福井政男君) もちろん、ただいまの仰せにつきましては、提案理由でも御説明申し上げましたように、今回の改正は、ごく保安に關係いたしました部分だけを取り上げて改正した案を提出いたして御審議をお願いしておるようなわけであります。ただいま先生のおっしゃつておられるような点からいいますと、非常に問題にならない、ごく一部分の法案の改正、こういうことになると思ひます。

○阿部竹松君 最前、大竹委員の質問に對して、随分さんのお答えの中に、鉱害問題の件ですが、鉱害が起きた場合は、臨時石炭鉱害復旧法という二十七年にございまして、昨年も一度延長したでございまして、あれは期間と金額に限定がございまして、そうすると大竹さんの質問は、大臣のおっしゃる通り、来年變つてしまえば別問題ですが、もし万が一變らぬ場合は、これは永久に、またとなく十年でも、二十年でも、続いていくわけですよ、そういう場合に、あなたが臨時石炭鉱害復旧法でやるとおっしゃったが、それは不可能です。あれはもう限度がございまして、ちよつと僕はそのあたりの答弁は、ちよつとはいかがでございましょうか。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、一応臨時法は三十七年の夏までということで時限法でございまして。しかしわれわれは、三十七年の夏までは一応この法律は、活用いたしまして、そのうして復旧に適するものは復旧させるということを考えておりますが、これは衆議院で申し上げたのでございまして、むしろわれわれがいたしましては、それが満期になる前に、国会の方には恒久化するといったようなことをお

願ひしたい、そういうふうに考えておりますが、差しあたりまだ四年ばかりございまして、その間はこの法律でいきたい。それがよい長期限が切れるというころには、これは鉱害の最近のいろいろな社会問題というやうなものとからみまして、われわれ通産省といたしましては、これはぜひ恒久制度を一つ確立していただきたいというふうなことを考えておりますので、これはこれから四年の間財政当局あたりとも相談いたしまして、こういう制度がとにかく永続できるように最大の努力をした

い、かように考えております。

○阿部竹松君 そうなると、局長、最初から明確にするのが本質じゃないですか。私、別にあなたのあげ足を取るわけじゃないけれども、今回のやつはとにかく改正といつても永久立法になるかもわからぬ法律ですね、改正されれば、改正されたものが、永久立法が時限立法に頼らなければならぬというやうなことになる、立法上の措置は僕としてはどうですか。それからあなたも、そういう点から明確にならなければ、大竹委員はたまたま昨年の臨時法というものが内容がわからぬから、はあ、そうですかと、あなたの答弁に了承したようですが、それとちよつと筋が違ふと僕は思うのですかね。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、日本の鉱害問題がいろいろと法制化されてから日にちがそうたつていないわけがございまして。いろいろ鉱業権、地下を掘る場合の鉱業権の施行と、それから地上にあるいろいろな権益との調整をどうはかるかといったやうな問題は、これは社会生活が複雑にな

ればなるほど、非常にむずかしい問題として非常にクロージアップされてきたのでございまして、われわれもいたしましては二十九年から鉱害測量というものを始めております。特に一番鉱害の激しい北九州の筑豊地区におきましては、昨年度から三カ年計画で鉱害の測量、今までの計で四千五百点ばかりの測量点を設けて、どこをどう掘れば地上にどういふふうな影響が起るといつたやうなことを今詳細に検討いたしまして、大体来年度中にこれを上げたといふふうな思ひをしておりますが、これは結局いふゆる鉱害理論というものを確立する裏付けのデータを得たいと思ひまして、現在そういう測量をやつておるわけがございまして。それでこの測量が終りましてからと、地上の権益とそれから地下を掘るというこの産業上のプラスというものを、大きな見地からいろいろ比較考慮をいたしまして、そして地下の採掘を許すという場合には地上の権利をどういふふうに制限しなきゃならぬといったやうな、因果關係あたりもあるいは逐次はつきりし得るのじゃないか。そういうやうな場合には、これは非常に大きな、いわゆる一般公けの害あたりとも同じやうなことになると思ひますが、地上の権益と地下の権益との調整をはかるための特別立法というやうなこともあるいは必要になるのじゃないか。

○阿部竹松君 局長、最初から明確にするのが本質じゃないですか。私、別にあなたのあげ足を取るわけじゃないけれども、今回のやつはとにかく改正といつても永久立法になるかもわからぬ法律ですね、改正されれば、改正されたものが、永久立法が時限立法に頼らなければならぬというやうなことになる、立法上の措置は僕としてはどうですか。それからあなたも、そういう点から明確にならなければ、大竹委員はたまたま昨年の臨時法というものが内容がわからぬから、はあ、そうですかと、あなたの答弁に了承したようですが、それとちよつと筋が違ふと僕は思うのですかね。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、日本の鉱害問題がいろいろと法制化されてから日にちがそうたつていないわけがございまして。いろいろ鉱業権、地下を掘る場合の鉱業権の施行と、それから地上にあるいろいろな権益との調整をどうはかるかといったやうな問題は、これは社会生活が複雑にな

ればなるほど、非常にむずかしい問題として非常にクロージアップされてきたのでございまして、われわれもいたしましては二十九年から鉱害測量というものを始めております。特に一番鉱害の激しい北九州の筑豊地区におきましては、昨年度から三カ年計画で鉱害の測量、今までの計で四千五百点ばかりの測量点を設けて、どこをどう掘れば地上にどういふふうな影響が起るといつたやうなことを今詳細に検討いたしまして、大体来年度中にこれを上げたといふふうな思ひをしておりますが、これは結局いふゆる鉱害理論というものを確立する裏付けのデータを得たいと思ひまして、現在そういう測量をやつておるわけがございまして。それでこの測量が終りましてからと、地上の権益とそれから地下を掘るというこの産業上のプラスというものを、大きな見地からいろいろ比較考慮をいたしまして、そして地下の採掘を許すという場合には地上の権利をどういふふうに制限しなきゃならぬといったやうな、因果關係あたりもあるいは逐次はつきりし得るのじゃないか。そういうやうな場合には、これは非常に大きな、いわゆる一般公けの害あたりとも同じやうなことになると思ひますが、地上の権益と地下の権益との調整をはかるための特別立法というやうなこともあるいは必要になるのじゃないか。

○阿部竹松君 局長、最初から明確にするのが本質じゃないですか。私、別にあなたのあげ足を取るわけじゃないけれども、今回のやつはとにかく改正といつても永久立法になるかもわからぬ法律ですね、改正されれば、改正されたものが、永久立法が時限立法に頼らなければならぬというやうなことになる、立法上の措置は僕としてはどうですか。それからあなたも、そういう点から明確にならなければ、大竹委員はたまたま昨年の臨時法というものが内容がわからぬから、はあ、そうですかと、あなたの答弁に了承したようですが、それとちよつと筋が違ふと僕は思うのですかね。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、日本の鉱害問題がいろいろと法制化されてから日にちがそうたつていないわけがございまして。いろいろ鉱業権、地下を掘る場合の鉱業権の施行と、それから地上にあるいろいろな権益との調整をどうはかるかといったやうな問題は、これは社会生活が複雑にな

ればなるほど、非常にむずかしい問題として非常にクロージアップされてきたのでございまして、われわれもいたしましては二十九年から鉱害測量というものを始めております。特に一番鉱害の激しい北九州の筑豊地区におきましては、昨年度から三カ年計画で鉱害の測量、今までの計で四千五百点ばかりの測量点を設けて、どこをどう掘れば地上にどういふふうな影響が起るといつたやうなことを今詳細に検討いたしまして、大体来年度中にこれを上げたといふふうな思ひをしておりますが、これは結局いふゆる鉱害理論というものを確立する裏付けのデータを得たいと思ひまして、現在そういう測量をやつておるわけがございまして。それでこの測量が終りましてからと、地上の権益とそれから地下を掘るというこの産業上のプラスというものを、大きな見地からいろいろ比較考慮をいたしまして、そして地下の採掘を許すという場合には地上の権利をどういふふうに制限しなきゃならぬといったやうな、因果關係あたりもあるいは逐次はつきりし得るのじゃないか。そういうやうな場合には、これは非常に大きな、いわゆる一般公けの害あたりとも同じやうなことになると思ひますが、地上の権益と地下の権益との調整をはかるための特別立法というやうなこともあるいは必要になるのじゃないか。

○阿部竹松君 局長、最初から明確にするのが本質じゃないですか。私、別にあなたのあげ足を取るわけじゃないけれども、今回のやつはとにかく改正といつても永久立法になるかもわからぬ法律ですね、改正されれば、改正されたものが、永久立法が時限立法に頼らなければならぬというやうなことになる、立法上の措置は僕としてはどうですか。それからあなたも、そういう点から明確にならなければ、大竹委員はたまたま昨年の臨時法というものが内容がわからぬから、はあ、そうですかと、あなたの答弁に了承したようですが、それとちよつと筋が違ふと僕は思うのですかね。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、日本の鉱害問題がいろいろと法制化されてから日にちがそうたつていないわけがございまして。いろいろ鉱業権、地下を掘る場合の鉱業権の施行と、それから地上にあるいろいろな権益との調整をどうはかるかといったやうな問題は、これは社会生活が複雑にな

ればなるほど、非常にむずかしい問題として非常にクロージアップされてきたのでございまして、われわれもいたしましては二十九年から鉱害測量というものを始めております。特に一番鉱害の激しい北九州の筑豊地区におきましては、昨年度から三カ年計画で鉱害の測量、今までの計で四千五百点ばかりの測量点を設けて、どこをどう掘れば地上にどういふふうな影響が起るといつたやうなことを今詳細に検討いたしまして、大体来年度中にこれを上げたといふふうな思ひをしておりますが、これは結局いふゆる鉱害理論というものを確立する裏付けのデータを得たいと思ひまして、現在そういう測量をやつておるわけがございまして。それでこの測量が終りましてからと、地上の権益とそれから地下を掘るというこの産業上のプラスというものを、大きな見地からいろいろ比較考慮をいたしまして、そして地下の採掘を許すという場合には地上の権利をどういふふうに制限しなきゃならぬといったやうな、因果關係あたりもあるいは逐次はつきりし得るのじゃないか。そういうやうな場合には、これは非常に大きな、いわゆる一般公けの害あたりとも同じやうなことになると思ひますが、地上の権益と地下の権益との調整をはかるための特別立法というやうなこともあるいは必要になるのじゃないか。

○阿部竹松君 局長、最初から明確にするのが本質じゃないですか。私、別にあなたのあげ足を取るわけじゃないけれども、今回のやつはとにかく改正といつても永久立法になるかもわからぬ法律ですね、改正されれば、改正されたものが、永久立法が時限立法に頼らなければならぬというやうなことになる、立法上の措置は僕としてはどうですか。それからあなたも、そういう点から明確にならなければ、大竹委員はたまたま昨年の臨時法というものが内容がわからぬから、はあ、そうですかと、あなたの答弁に了承したようですが、それとちよつと筋が違ふと僕は思うのですかね。

○説明員(樋詰誠明君) 御承知のように、日本の鉱害問題がいろいろと法制化されてから日にちがそうたつていないわけがございまして。いろいろ鉱業権、地下を掘る場合の鉱業権の施行と、それから地上にあるいろいろな権益との調整をどうはかるかといったやうな問題は、これは社会生活が複雑にな

例外といたしまして、ある程度の費用をかけるということによって効用が回復できる、また効用を回復させることが国民経済の見地から見て必要であると思われる場合には、国あるいは地方団体というものも補助を出すということによりまして、現状に復旧させるということをしうじやないかというものが、先生も御承知の三十七年までの臨鉱法であるわけでございますが、大体先ほど申し上げましたように、まだ四年間という期間がございまして、これから四年の間にかかるものは、これは国民経済の見地から見ても、復旧させるのが妥当であると考えられるものは逐次臨鉱法で指定いたしまして、そして国が関与することによって復旧するというところでやっていきたいと思っておりますが、それが満期になるまでにはある程度鉱害理論というようなものもはつきりされると思ひますし、また今までのいろいろな法律を見ましても、四年、五年という期間がある間、必ずしもすぐ恒久法に切りかえるという例も少いようでございまして、特に先ほど大臣あるいは鉱山局長が申し上げておりますように、鉱業法の根本的改正というようなことについて来年度は審議会を設ける、設置法を改正して審議会を設けて本格的に乗り出そうということをしていたしておりますので、その研究成果を合せて、必要があれば、あるいはこの鉱業法自体の中に取り入れるということになるかも知れません。あるいは別途の鉱害復旧法といったような格好になるか、それは今後の検討に待ちたいと考えております。差しあたりは臨鉱法で十分じやないかと考えております。

○阿部竹松君 それは十分だといつても、それは臨鉱法をはき違えていますよ。臨鉱法というものは一定の限度があるのですね、こういう仕事をやりまうという。そういうあなたの膨大な構想を披瀝されたのを聞きしたのですが、臨鉱法にこの種のあれがおおいかぶさるなどということは、昨年国会で論議されたときには、全然触れておらぬ。臨鉱法はこれこれのことをやりまうということなんで、この種のものまで責任を負つてやりますということとは、臨鉱法のどこを見てもございませぬ。そうでしょう。特にあなたの、測量の方も来ているようですから読んでみなさい。臨鉱法の提案されたとき僕は聞いておつたが、この種のことで包含してやりますということとは毛頭聞いておりません。臨鉱法ではこれこれで終るつもりだったけれども、まだ残りまして、残ったから最後の戦時中、戦後の荒廢した炭田地帯の鉱害を復旧したい、こういうことで出発しているのですから、この上で永久無限にあれしなうというところになつておられぬし、せめて時限法でなく、あるいは法律が永久立法であればやはり文句はいわぬ。しかしこれはやはりその仕事の目的と内容が一切きまつてゐるから、あなたの言うことがほんとうであれば、本年の春か昨年の暮か新聞で見たのですが、こちらから金を持っていつて、二瀬にある日鉄鉱業が二千数百万円水増ししておつた。それが見つかつて、とにかく持たせなければならぬ。こういう記事を見たが、こういうものもおおいかぶさつていつて、三十七年までできるということになつたらもう重大なことで、臨鉱法をもう一度

再検討しなければならぬということになりますよ。そういうことまでできるということになれば。○説明員(補詰説明者) 私先生の御質問の趣旨をあるいは取り違へてゐるかも知れませんが、この種のものと臨鉱法というふうな意味の、御質問の意味わからぬのでございまして、臨鉱法では一応採掘あるいはばたの集積、いろいろございまして、それから被害を及ぼしたという場合の復旧についての定めでございます。ですから復旧のことでありまして、あるいは管理をするということとは無関係で、鉱害が起つた場合に復旧するのに適する事業であるかどうかということ、國家的見地から判断いたしまして、そして復旧するということの規定しただけの問題で、私はそれを恒久化するべきであるというふうに考えていると申しましたのは、それは石炭を掘れば、あるいは地下を掘れば必ず地上へ何らかの影響がくる。その場合にただ鉱業法の金銭賠償だけということでは、復旧する方が社会的に適當だと思はれる場合には、これを復旧させるべきじやないか。そういうふうな考えておりますがゆえに、現在の制度は昭和三十三年で打ち切りでなしに、長く続いた方が社会秩序の上からも望ましいのではないかとこのことを申し上げただけでありまして、この種のものを臨鉱法の上にかぶせるという、この種とおっしゃるのには、あるいは臨鉱法自体が鉱山の管理責任なり何なりというふうなことをいつておられるかと思ひますが、どうもそのあたりがはつきりしません。で私の方のあれだけ申し上げますと、鉱山の管理責任ということじやな

しに、一応鉱害が起つた場合には、現在臨鉱法で措置するということがなつております。○阿部竹松君 さいぜんの大竹委員の質問の、この鉱害が起きた場合の処理については、賠償できない人があつたらどうするかという質問に對しまして、あなたは臨鉱法でやるのだという御答弁だつたでしよう。しかしその臨鉱法というものを国会で論議したその法の精神は、二十七年から今日までもうすでに今まで鉱害が起きた所をやつてしまふつもりで出発したが、残念ながら今日までできませんでした、従つてこれだけ延長すれば今までの分は上りますからといつて、今までの分をやつてしまふといふことなんです。あの臨鉱法の精神は。あなたは石炭局長になつて聞かないから當時のことをよくお知りにならぬからわからねけれども、そういうことで出発しているのです。そうして今度大竹さんの質問に對しては、臨鉱法が三十七年までであるから、これはもしそういう問題が起きたら臨鉱法でやりますということになつたら、法は矛盾しておりませんか。○説明員(補詰説明者) それじやまだ私先生の御質問を取り違へておるかと思ひますが、御承知のように鉱害復旧には二つの法律がございまして、戦争中の特別鉱害復旧法というのがございまして。これは戦争中のすでに安定してしまつた鉱害というものを復旧するということのために、御承知のように昭和二十五年に制定されました。これはその後三年延長されて、そして戦争中の鉱害ですから、すでにこれ以上は新しく起らないということ、大体こと

しの三月で一応失効いたしまして、ただ現在残務整理と申しますか、特別会計の整理を現在やつておるわけでございます。それからこれで戦争中の鉱害は、おつしやる通り、すでにきまつたものをやるつもりでつた。ところが予定期間内にそれが済まなかつたので三年延長して合計百億あまりの復旧をやつたわけでございまして。このほかに臨時鉱害復旧法は、戦後毎日々々稼行してございまして、その石炭の採掘によりまして、毎年々々八億ぐらいつつ今、推定ですが、鉱害が起つておりますと、それを処理しようということ、とりあえずそれができたのでございまして。また四年ばかりあると申し上げたのはそういう意味でありまして、これはもう一度それを延ばすか、ほんとうの恒久法に切りかへるかということ、は、鉱業法全体の審議状況とにらみ合せてやりたいと考えております。○阿部竹松君 であるから劈頭、大臣とは、来年度改正するとか全部根柢からメスを入れる、という話もやりました。が、しかしそれはやはり仮定の事実だ、仮定のことであると考へなければならぬ。そうすると、これは当然永久立法とも考へられるから、あなたのいつた臨鉱法にたよるといふことになれば、臨鉱法は途中でなくなる法律であるから、あるいはまた国会が延ばせば別問題ですよ、そうするとおかしいではないか。永久立法が臨時立法にたよつて生きていくことはおかしい。臨時立法が永久立法を柱としてやつていくのであればそれは筋は通るけれども、僕は法律学者じやないからわからぬけれども、どうも筋が通らぬ

ような気がする。こういうことなんですね。

○説明員(樋詰誠明君) 先ほど来の私の御説明を繰り返すことになるかと思ひますが、地上の権益と地下の権益というものの調整をどうするかという点についての鉱害理論が、先ほど申し上げたように、はなはだ残念ながら立っておられないわけですね。そこでどの程度だれがやるか、場合によつては国がどの程度関与するかといういろいろな問題があるかと存じますが、しかしそれがしつかり確立されるまでわからぬからというので、全然措置しないわけにもいかないで、そういういたしました、とりあえず時限法をもつて、そういう被害者救済的な立法をしていただいたわけですね。そしてその一つが鉱業法の本格的な改正という際に、やはりはつきりいたしました因果関係から、そのときの責任はだれにあるか、国がどの程度関与すべきかということがきまりましたときには、当然鉱業法の中に繰り入れられるのじゃないかと思ひますが、今のところまだ確定するまでに至っておりません。筑豊だけを来年度一ぱいかけて測定を完了する、それから宇部あたり、ついで常磐というところを逐次来年度あたりからやりたい、こう思っておりますが、できるだけ早く、鉱害理論を確立するまでは、鉱業法の中に入れて、こうやれというふうなことをいうだけの論理的根拠を残念ながら持ち得ないために、臨時立法に今のところたよらざるを得ない、こういうことであります。

○阿部竹松君 そうするとこういうことになりませんか、樋詰さんなら樋詰さんが、明治三十年なら明治三十年に、

北九州なら北九州で鉱区を一つ設定した。そのあとで私たちがそこへ行って土地を買った。そのときには広漠たる畑、あるいはたんぼであったからいいけれども、そこへ家が建つようになつた。そうして今度下を掘つてもらつては困るじゃないか、損害賠償をよこせということになる、こつちが鉱区を先に設定したのだから掘るのは当然だ、こういう一つ一つの、これは極端な例かも知れないが、こういう問題が出てくる。そうするとそこら辺の判定がきつめてむずかしい。従つてこつちから来年にかけて、そういうやつを徹密に何といひますか算定するというか研究するといひるか、あるいは検討するといひましようか、そういうことをやつてそうして明確な一つの法律を出される、こういうことでですね。

○説明員(樋詰誠明君) 現在でも、鉱業権を設定されましたその地区の土地に地上の工作をする、というものの前後関係は、全然立っておられないわけでありま。とにかく鉱業権は五十年前にできた、家はこつち建つたという場合でも、現在は一応鉱業法に基づきまして格好になっております。私が先ほどから申し上げておりますのは、鉱業権者に課することになっておりますが、これはあくまでも金銭賠償でやるというのが一応鉱業法の趣意になつておる。金銭賠償じゃとても済まぬという場合に、特に農地の場合に多いわけでございますが、そういう場合のために現在ある程度国費を補助して復旧する、鉱業権者に金銭賠償を出させ、それでも足らぬ分は国が出す、こういうことになつておるわけでありま。ところが

国が出すといふことの法的根拠といふことになりま。先ほど申し上げましたように、国民の税金でございませう、ただでたために支出するわけにはいかぬ。そうするとやはり採掘すればこつちの程度起るのだといふことはつきりして、そうして地下の採掘による国家的経済利益、そのための地上の権益といふものを制限せざるを得ない不利益といふようなものとも総合調整した場合に、どこまでを一体鉱業権者が負ひ、どこまでを地上の権利者が容認し、そういうその補償をどうするかといふようなことについて、少くも法律的に考える必要があるのじゃないか。これはわれわれ財政当局でございませうが、財政当局といふ話をするといふ際に、この間に法文化ないしこれだけ国家が出すといふことがはつきり言えないといふことで、せつかく勉強してデータをそろへたい、こういう努力をしておるわけでありま。

○阿部竹松君 そこで樋詰さんの言わんとするところはよくわかりました。ただこれは私より樋詰さんの方が詳しく、九州の日炭高松、今度あの八幡市の下に鉱区を持つておつて掘る。そこで八幡市では困るではないか……ところが三菱化成とか三菱セメント、あの辺の鉱業地帯から住宅地帯が、これは迷惑だ、埋没するとか埋没しないとか大問題があるから、当然それは一刻も早く、いづれが是か非か別として、やはり公正な判断をするような資料を作つてもらわなければならぬといふことになるわけですが、そこでさいせんの大臣の御答弁の中に審議会を設けるといふお話

がございしましたが、三局長さんのどんなでもけつこうです、政務次官もおいでになるのですから次官の御答弁でもけつこうですが、保安法の改正といふことになると、本家本元の鉱山法の改正、今のようない問題に来年やるかどうか、来年審議会を設けたのはどうもならぬといふことになりま。来年やるという熱意があるかないか。理屈は別問題として、少くともそういうことをやるためにこつちから審議会を設けなければならぬといふことになる、鉱山保安法のあれは今回の改正はしかじかかくかくであるから、審議会を設けるなどということは、法文に書けるかどうかわかりませんが、そういうお気持はどうなんですか。

○政府委員(小岩井康朗君) 鉱業法の改正の点について御説明申し上げましたが、先ほど大臣も御説明申し上げましたように、鉱業法を全面的ににらみ合せて検討したいといふことで、私ども事務的に準備を進めております。ただ御承知のように鉱業法は鉱業権の設定を予定したとしておりまして、まあ鉱業法を合理的に改正する、こういう法律でございまして、一つの基本法になつておりまして、この法律の關係いたしまして範囲は非常に広い範圍に關係いたしております。従ひましてまた内容につきましても、これは従来鉱業法につきましても、従来から改正なりこれを作り直す場合には、いろいろ各方面の権威の方々に御審議をわすれずしてきた法律でございまして、私どもこれを事務的に現在検討いたしておりますが、本格的には鉱業法改正の審議会を設置いたしまして、この審議会で御

検討願ひたい、かように考えておりますが、ただ審議会の設置に伴ひましては予算を伴ひますし、また、御承知のように現在設置法を改正しなければ審議会が置けない建前になつております。通常国会にはぜひ設置法改正をお願いいたしまして、審議会を設置していただきたい、かように考えております。

○阿部竹松君 通常国会に何を改正して審議会を設けるとおっしゃるのですか。

○政府委員(福井政男君) 通産省設置法の改正をお願いしまして、そうして鉱業法改正の審議会を設置するようにしていただきたい、かように考えております。

○阿部竹松君 その次に、第二点目にお尋ねいたしますが、今回の鉱山保安法の改正によつて、昨年、福井さんに二、三点お尋ねいたしましたのは、長野県の浜横川鉱山は、鉱業権者でない者が坑内に入ってマンガンを掘るから、実際は地下資源を採掘するけれども、鉱業権者がやつておらぬからといふことで、坑外と同じ扱いをして、地下資源の採掘をやつておるのに、とにかく保安局では何ら知らぬ、法的にも関知する限りではございませんといいふことで、労働省の基準局がおやりになつておるので、基準局長にお尋ねしてみたら、これは迷惑千萬なお話であるといふようなことで、どこに取りつゝ島もなかつた事件がありますが、今回のこの法改正によつて影響ございませうか、ございませうか、そういうような場合は。

○政府委員(福井政男君) 今回の改正で關係はないと思ひます。

○政府委員(小岩井康朔君) 私の方の關係の保安法につきましては、あれが鉱山でないということとはなかなか言いにくいわけであります。もちろん、われわれは保安法を適用したいのでありますけれども、保安法は、御承知のように鉱業法と姉妹法になっております。鉱業法で正当な鉱業でないというものに保安法を適用するわけには参りません。これは實際に監督官をやりますしても、悪いところがあつて直す場

ことがちゃんと報告になっているので、これはどうですか。

○政府委員（福井政男君） あの場合は非常に先生も御承知のように特殊なケースでございまして、もちろん、法律ではああいう場合を予想いたしてなかったわけですね。しかも刑事上の問題になりましたので、いろいろ裁判所において係争中である、こういうようなケースでございまして、法律で真正面からいいますと、なかなか適用する条文が来いまして、なかなか適用する条文

であるのですから、坑内に入ってマンガンを採掘するのが、鉱山保安法によらないでよいということは、石炭山は九州にたくさんあるでしょう。晩年にトラックを持っていって、朝になったらおらなくするということは、これは当然取り締まることができなくなる、こういう例は九州にたくさんある。何も保安法なんか改正する必要はごうもない、そういうことになるのですね。これはどうですか、その点は。

で災害その他について嚴重に指導しなければならぬし、監督しなければならぬ。そういう山を、とにかく特殊な山だといって一カ所放棄しておいたから九州、北海道、日本国民は平等な保護を受ける権利があるので、よそでその問題が起きてまた放任する、こういうことになるでしょう。ですから、僕はどうもそのあたり不思議なんです。あなたの方話を聞くとここによると、やっているのが通産省の

すか。

○政府委員（福井政男君） これはどう
いう人が該当いたしますか、個々の場
合につきましては裁判所が判決を下す
問題でございまして、その点は私ども
今から予定することはできないと思ひ
ます。

○阿部竹松君 それはもう五年以下と
いうことになっていきますから、たとえ
ば五年になるか四年になるか、三年に
なるか、これは別問題でしょう。裁判

所がやるでしょう。あなたの方は、とにかく立法府でないから、それはそれでしょうけれども、どの種の人かたえ対象になりますかと、こういうことをお尋ねしておるのですよ。

○政府委員(福井政男君) ここにございますように、鉱業権によらないで鉱物を掘る場合、それからあるいはまた、そういった鉱業権によらないで掘った鉱物であるということを知っておりながら、それを買ったとか、あるいは運搬したとか、処分を介したとか、こういう場合でございます。

○阿部竹松君 そうなると話がまたふり返すようですが、完全な鉱業権者でもない、租鉱権者でもないのですよ。だから当然該当事になるのじゃないですか、この条文を見ていくと。

○政府委員(福井政男君) その問題につきましても、先ほど申し上げましたように、私どもの方では、鉱業権によらないで掘っている、こういうことで裁判所に告発したわけでございます。裁判所で、それは果して鉱業権がなくて掘っているのかどうかということにつきましているいろいろ調査いたしまして、それが係争になって、現在なお高等裁判所に係属中である、こういうケースでございます。ただ実際問題として、最近調停がずっと進んでおりまして、評価も進行しておるようになりまして、承知いたしております。

○阿部竹松君 私は、くどいようですが、高等裁判所へ行こうが最高裁へ行こうが、特殊な鉱業権者がどなたに落ちつこうが、そんなことは一向とんちやくないのですよ。ただ鉱業権者でない、租鉱権者でない者が敢然として掘っているから、これはけしからぬの

ではないか、同時に今度の改正点には、三年というのが五年になったり、三十万円が五十万円になったわけですが、しかしながら、そんなことは事例として……。どんだん掘っておるのですから、こんな法律作ったところで、これはもう何にもならぬでしょう、こういうことを言いたいのです。あなた方どうせお守りにならないのだから、別にそれを――通産省の役人以外は、この法律に敢然と照らしてやって、通産省の役人がやっているとということになれば大目に見ておくということなら、これは別ですよ。

○政府委員(福井政男君) ただいま申し上げましたように、私どもの方としては告発したわけでございますけれども、それが果して鉱業権者であるかないかというところは、やはり裁判所で調べまして調査しておるわけでありまして、その最終判決が出ないままに今日に及んでいる、こういう状況でございます。

○阿部竹松君 鉱業権者であるかないかわからぬといつても、一つの鉱区に鉱業権者が二人の名前を登録するといふばかな話はないのです。東京通産局長の管轄ですから、東京通産局長を呼んで尋ねてみなければならぬが、鉱業権者がだれだかわからないというようなことは、そんなでたらめな登録を東京通産局はやってるのですか。そういうことになる問題ですよ。鉱区というものは、一つの鉱区に一人の鉱業権者があるはずだ、鉱業権者がだれだかわからぬという、そんなべらぼうなことが日本の通産局にあつたら大問題だ。そんなことはほんとうですか、鉱業権者がどなただかわからぬとい

うことは。○政府委員(福井政男君) このケースにつきましても、鉱業権によらないで掘っているかどうかということについて、嫌疑不十分である、こういうことに裁判所ではきまつたわけでありまして、○阿部竹松君 しかし鉱業権者であるか租鉱権者であるか、やっている人がだれであるかということ、あなたの方ではわかつておるのでしょうか、それともわからないのですか。

○政府委員(福井政男君) 形式的にはもちろん鉱業原簿に登録をいたしておりますから、それによつて登録人というものははっきりいたしておるわけでありまして、○阿部竹松君 僕の主張が間違つたとしても、あなたの方の主張が正しいとしても、とにかく地下産業に使用する火薬というものが、ある一知事によつて許可されて掘るなどということ、これは僕は法律家でないからわからないけれども、きわめて常識的な、町の一人井人として常識的に判断しても、どうもおかしいと思う。そういうことは不思議じゃないですか。あなたの方それを担当する最高責任者として、大臣は最高責任者か知らないが、大臣とか次官はお忙しいから、僕は大臣とか次官を責めようとは毛頭考えていない。やはり直接の最高責任者はあなたの方であつて、大臣が一から十まで知つておるとは思えないので、あなたの方をそれを知らぬとおかしいですな。

○政府委員(福井政男君) もちろん、鉱業原簿に登録をいたしております。鉱業権者というものは、はっきりいたしておるわけでありまして、ただ、鉱業権によらないで掘っておるかどうかという

ことは、裁判所の調査によるわけでございます。ただいま申し上げたような関係にこのケースはなつております。○阿部竹松君 裁判所が調査する前に、たとえば鉱区なら鉱区が一つあれば、明確に東京通産局に原簿があつて、そうしてこの鉱区は何のたれ兵衛、福井さんなら福井さんということが明確になつて、あるいはまた鉱業権者の許しを得て租鉱権者が採掘する場合でも、租鉱権者が小岩井さんなら小岩井さんだという明確な帳簿が私は省にあるいは局にあるものだと思つた。しかし、あなたのお話を承わつておると、あなたの方では全然おわかりにならないで、裁判所の方で判断しなければわからないとおっしゃる。そういうずさんなものであれば、これは問答しても始まりませんから、これはよろしうございませう。

その次に小岩井さんにお尋ねいたしますが、さいぜん、樺委員の質問の中で、いろいろと監督員から保安委員の問題が出ましたが、そこで私ちよつと局長さんにお尋ねしたいのですが、保安の責任は全部経営者にある、こういう御答弁でしたが、それは文字通り解釈してよろしうございませうか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん、私の申し上げましたのは、法規上、保安の責任というものは鉱業権者側にあるというふうにはっきり申し上げたわけでありまして、○阿部竹松君 なるほど局長の御意見の通りですが、しかし、実際問題として、局長もいきなり鉱山保安局長になられたのではないので、やはり現地をよくお回りになつたということをお承わつておりますから、現地の事情をよ

く御承知だと思ひますが、これは経営者が責任者としてその保安ということに理解を持ち、その確保を期さなければならぬことは言うまでもないが、勤労者なり従業員との協力も得なければ、なかなか保安というものは確保できないし、また働く者も、経営者だけが責任を負つて、われわれ知らぬというふうなものでもなくて、当然そういう働く者も、直接自分の身に振りかかってくるので、やはり働く者もその責任の一端をになつてやらなければならぬ、私はこう理解しておる。そうすると保安監督員などというものは、これはあなたのおっしゃる通り、保安委員会がうまく活動しておれば別問題だが、うまく活動しておらぬという場合には、今あなたの最後におっしゃつたように、責任はもう経営者にある。監督員は別にどちらから出せといつてきめておらぬから、労使双方にやつてもらう方がよろしい。端的に言えばこういう御答弁でしたが、こういう字句通りに解釈してよろしいですか。

○政府委員(小岩井康朗君) もちろん、そう解釈していただいてけっこうなものであります。私の方は、まあたえ現在の経営者側で組合側の方を選任して参りましたも、資格がありさえすればもちろん承認するわけでありまして、鉱業権者が組合側から選任してきつたという理由で、私の方で受けないということは絶対にございませぬ。

○阿部竹松君 そうすると、望ましいことではないけれども、たとえば二人の場合には労使双方というふうになるが、一人の場合は力関係で解決する場合も、これは局長やむを得ないということに通じますね。

○阿部竹松君 私は、くどいようですが、高等裁判所へ行こうが最高裁へ行こうが、特殊な鉱業権者がどなたに落ちつこうが、そんなことは一向とんちやくないのですよ。ただ鉱業権者でない、租鉱権者でない者が敢然として掘っているから、これはけしからぬの

○阿部竹松君 私は、くどいようですが、高等裁判所へ行こうが最高裁へ行こうが、特殊な鉱業権者がどなたに落ちつこうが、そんなことは一向とんちやくないのですよ。ただ鉱業権者でない、租鉱権者でない者が敢然として掘っているから、これはけしからぬの

○阿部竹松君 私は、くどいようですが、高等裁判所へ行こうが最高裁へ行こうが、特殊な鉱業権者がどなたに落ちつこうが、そんなことは一向とんちやくないのですよ。ただ鉱業権者でない、租鉱権者でない者が敢然として掘っているから、これはけしからぬの

○政府委員(小岩井康明君) もちろん保安監督員は鉱業権者が選任して参りますから、鉱業権者が選任して参りますから、何回も申しますように、資格がありさえすれば、私の方ではお受けするわけであります。しかし保安監督員も、これは保安管理者に相当する上級の保安技術職員でございますから、いろいろ手違いその他のありました場合には解任がござりまするようになっております。もちろん、保安管理者と同じように、不適格な場合には私の方から解任すべしということもできますし、また鉱業権者ももちろん解任することができなわけでもあります。

○阿部竹松君 その監督員ですが、千名以下の山は必ずしも設けなくていいのであって、あなたの方の御指示なり御指導で設けるような仕組みになっているようですが、きょういただいた資料によりますと、確かに石炭の方はいささか多いですが、メタルに比べると、これは災害率からいって問題にならないわけですね。そうするとメタルの方は一生懸命にそういう問題に取り組んでおられる、石炭の方はないがしろにしておられるのではないかと、言ったら極端な発言かもしれませんが、これはどういふことでございましょうか、これは数字が出ておられるのでしょうか。

○政府委員(小岩井康明君) 私どももメタルとコールを比べますと、メタルの方が所定の人数以下のもので選任しておられるケースが多いわけでありまして、これは資料でもおわかりのように、内容をいろいろいただきますと、石油の關係がかなりあるわけでありまして、この石油關係は事業場がかなり散在しておりますので、こういった特別な監督員

というふうなものを必要とするケースが多いのではないかと、かように考えております。

○阿部竹松君 そこで、私も大体メタル山なり石油鉱山、あるいは石炭鉱山がどこにあるかわかっておられるのです。が、実際そういう石油の方まで配慮しているのに、石炭の方は膨大な災害が起るのに、きわめて少ないというふうなことで、これは数字を見てびっくりしたのですが、そういう感じは全然ないわけですか。これはやはり正しい数字なのか。僕は石炭の方は膨大に多いというふうな考えなのですが、事実相当災害は起きております。たとえば東中鶴では水につかって犠牲になった人がまだ上っておらぬという状況です。僕はこれが片手落ちだというふうな極端な言葉は使いませんけれども、あまりにも石炭に対して積極的ななかつたような気がするのですが、これはいかがでございましょうか。

○政府委員(小岩井康明君) 石炭の場合が少いという御質問なのですけれども、これはよくわかりませんけれども、石炭の場合別に少いわけじゃありませんで、千人以上の山は、ここにあげてありますように六十九名、それから千人以下でも選任いたしておりますのが二十七名でございまして、これはもちろん、私の方でも最近現地にいく実情を伝えまして、保安監督員に十分職責を果たさせる、効果を上げしめるように、監督員の選任を必要とするところは、千人以下であっても十分に一つ選任をしてほしいというところで、この数字をいたしましては現在二十七名、このくらいあがっておりますが、この数はおいい増す予定で考えて

おります。

○阿部竹松君 そこで局長初め、北海道、九州までの監督員の人までもえらく苦勞なさって、予算もないのに努力なさっていらつしやるのでありますから、僕から、数字に出た結果だけを見て、あそこで爆発させてけしからぬ、ここで落盤させてけしからぬというところは、当事者にとっては残酷な言葉になるかも知れませんが、やばい数字というものはごまかすことができないので、やはり出てくると、だれにも文句をつけることができないから、一つ小岩井さん、しっかりやってくれぬかという、言いにくいことまで言わなければならぬことになるのです。が、そうすると、一千名以上の山は一名という限定はしてございせんか、法律では、そうすると、ただいま三井、三池のように一万六千人もおる、あるいは三井田川のように七千人もおる、これは五千人もおつて、たくさん坑口があるけれども、しかし、その率では監督員がおられないような気がするのです。が、そうした例を三つ四つ示してお知らせを願いたいと思ひます。

○政府委員(小岩井康明君) ただいま私の感じでは、大体一炭鉱一人あるいは二人、大体一人が多いのじゃないかというふうな考えでおりますが、一番多いのが何人になりますか、私ちょっと最近の数字を承知いたしております。調べまして、後ほどお答え申し上げます。

○阿部竹松君 そこで、それは局長のおっしゃる通り閉会まぎわでもけっこうですが、救護隊というものがございまして、ところがその救護隊というのは、あなたの方のやはり指示によって――

末端は實際問題として会社の意向によるかも知れませんが、せめて、やはり一応あなたの方の御指導を仰いでおるわけですね。しかしながら、救護隊というのは各個ばらばらで、待遇から訓練方法から千差万別ですね。これを私は全国的に統一する方法をお考えになっておるかどうか、そういう点がどうなっておるか、お尋ねしたいわけですが。

○政府委員(小岩井康明君) 各山にございまして救護隊の訓練については、これは決して私どもばらばらになっていふというふうには考えておりません。九州におきましては北海道におきまして、特別の訓練所がございまして、そこで丁寧に訓練をいたしております。各山でもそれぞれ適当な時期に、一定の期間を限りまして、絶えず訓練をいたしております。訓練の内容がそうばらばらになっていふというところは、私どもといたしましては考えておりません。

○阿部竹松君 と私も賛成したいところでありまして、実態はあなたがおっしゃる通りでは全然ありません。山によつて千差万別であり、会社系列によつてこれまた千差万別、大小炭鉱によつては四つか五つか、その炭鉱で一つの隊員を整えておるところもあるし、理解のあるところはあるし、しよつちゅう訓練させておるところもあるし、理解のないところは職場から帰つてから訓練するところもあるし、これは千差万別です。これはあなたでなく、担当している課長さんから御答弁した方が、僕はよく理解しやすいと思うので、担当課長さんでもけっこうです。が、そのように僕は、局長が理解され

ておるといふことは、非常に残念であるし、もう少し深く突っ込んで、こういう方もどういふことになっていふかというところに僕は心を使つていただきたいと思うのですが、あなたのおっしゃる通りには、現実には全然いっておりません。

○政府委員(小岩井康明君) 私も最近の訓練の現場を一々もろろん見ているわけでもないけれども、救護隊の訓練というものは、きつましては、もちろん、いかげんな訓練はできないのであります。非常に危険作業でありまして、もちろん、大きな危険を冒して救急の作業をやるといふ内容のものでありますので、この訓練につきましては大体の方向、もちろんその内容はほぼきめられておりました。そういういかげんな訓練が、やろうと思ひましてもできないわけでありまして、おそろく、阿部先生のおっしゃつておられますのは、やり方、訓練の時期が、坑内から出てきてすぐやったり、あるいは夜やったり、昼間やったりというふうな、時期の問題は、これはあるいは夜やる場合もありまして、これは、休日による場合もありまして、いろいろなケースがあると思ひますが、訓練内容につきましては、これはいかげんな訓練はできないのであります。どこの訓練でも、大体この内容につきましてはほぼ一定しているものと、かように考えております。特にひどいあやしい訓練をしておるといふ実例がございまして、ば、御連絡いたされれば、さっそく調査してみたいと考えます。

○阿部竹松君 昔、日本に軍隊があつて、九州から北海道まで十何個師団か師団を置いて、陸軍の参謀本部あるい

は陸軍省へ報告が——全部同じ歩兵操典あるいは戦陣訓で、全部同じとにかく教科書で訓練したから、大本営にも、あるいは陸軍省にも、おえらい人が同じレベルだと思つておつた。ところが現地は必ずしもそうでなくて、千差万別であつたのです。私は、保安局長さんもそれと同じだと言わぬけれども、もう少し検討していただかねばならぬ。ただ日曜やるとか、あるいはふだんの日やるとかということであれば、これはあまり問題ないでしょう。山の事情もあるでしょうし、仕事の都合もあるでしょうから。ただし一月に何日、一年に何日やるといふことになる、これは千差万別でね。まるでアルバイト式にやつてゐるのが大体実態ですよ、正直に言ひまてね。大体、局長もそのあたり、僕もわかつておるけれども、国会での御答弁だから、やはりそういう僕のような極端な答弁できないといふことで、配慮ある答弁だと思ふのですが、その点は敢に僕は、お調べになつて、一つそういうでこぼこがあれば、一日も早く同じレベルでやつぱり救護団の者どもが進むように訓練していただきたいと思ひます。

その次に、局長にお尋ねいたしますが、この保安法改正に當つて、いろいろたくさん、僕たちも、こうしてもらいたいという点がございましたが、今になつてはどれもこれも直すというわけにもいきません。そこでこの衆議院送付になつておりますこの点も、さうせん大臣に聞いたけれども、大臣、さうわめて有効適切な答弁だったので、あれは来年やりますとか、あなたのお説の通りです。金属とコールとどうしますかと言つたら、これは違ふだろうと、

まことにりつぱな答弁なので、それはそれでいいわけですが、当事者としてかえつて局長の答弁が大臣より悪くなるかもしれないが、当事者として端的にそういうものが直ちにできるものかどうか。僕、正直ですから、大臣の答弁を真に受けて高橋さんと論争することのないように一つお尋ねしておきます。

○政府委員(小岩井康朗君) 保安監督員の点につきましては、大臣の答弁のありましたように、私も現行法で労働者の協力を得る機構がそれぞれございまして、こういった機構をまずフルに活用する、そういう方向に進めたいと、かように考えております。衆議院の方でも、保安監督員の有効ならしめるような措置をとれという決議をしていただいておりますので、監督員の監督の状況、そういった内容をさらに一そう検討いたしますとともに、先ほど申し上げました千人以下の鉱山におきましても、さらに必要性の程度も検討いたし、各山の災害の実情によりましては、人数等の点につきましても十分今後検討を重ねてみたい、かように考えております。

○阿部竹松君 時間が五時になりましたから、きょうで打ち切るといふことになつておりますので、私質問は一応打ち切りますが、最後に、随話さん、九州の板付飛行場の傍に月隈炭鉱という炭鉱がございますね。これは直接、鉱山保安法に關係はございませんけれども、あれは進駐軍ですか、駐留軍ですか、自衛隊ですか、その辺から接収されるという問題が起きておるやに承つたので、それを御承知であれば、簡単でけっこうでございますか

ら、お知らせ願ひたいと思ひます。
○説明員(樋結誠明君) 私も詳細なことは存じておりませんが、飛行場の建設といふことのために接収といふことになりまして、現在その価額、対価その他について折衝中であるということだけとりあえず報告を受けております。まだ、どの程度の対価になるか、どういふふうなことで支払うかといったようなことは未定でございます。目下折衝中でございます。という報告を受けております。

○阿部竹松君 今の御答弁はそれでけっこうですが、なお最終結論が出なければ出ないでけっこうですが、明日随話さん必ず、委員会でなくてはけっこうですから、調達庁とか、その他の関係もありましようから、大体どういふことになつておるか、少し詳細に、個人的でもけっこうですからお知らせ願ひたいと思ひます。
以上で終了です。

○委員長(田畑金光君) 本日の委員会はこれで散会いたします。
午後四時四十六分散会